

職員の懲戒処分について

令和4年5月25日付けで職員の懲戒処分をしたので、公表します。

1 該当者

国保年金課 主査 男性（40歳代）

2 処分内容 減給1/10 6月

3 処分年月日 令和4年5月25日（水）

4 処分理由

当該職員は、市民部広聴人権課に所属していた当時、育児休業に係る子を養育しない状況となったにもかかわらず、上司及び職員課への報告を怠り、その後も当該休業を継続していた。

このことにより、後日事実が判明し遡及して資格が取り消されたことで、令和4年2月26日から令和4年3月25日までの19日間は欠勤となったものである。

このことは、地方公務員法第32条に規定する「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反し、同法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に抵触する非違行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものである。

<ご報告とお詫び>

このたび、市職員の不祥事が発生し、多大なご迷惑おかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

このような不祥事が二度と起こらないよう、法令遵守や公務員倫理及び服務規律の確保を図るなど再発防止に取り組み、市政に対する市民の皆様の信頼回復に向けて全職員一丸となって邁進してまいります。

令和4年5月25日

座間市長 佐藤 弥斗